

海外から日本への入国に際し有効と認める

ワクチン接種証明書について

●「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）」に基づく措置の適用に当たって、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は、原則下記の1. 又は2. のいずれかに該当するものとします。

1. 日本で発行された証明書のうち、下記のいずれかに該当するものであって、ワクチンを3回以上接種したことが分かるもの。

- (1) 日本政府又は日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
- (2) 日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- (3) 日本の医療機関等により発行された、新型コロナワクチン接種記録書

2. 外国で発行された証明書については、発行国・地域を問わず（1）～（3）のすべてを満たすもの。

(1) 下記の事項が日本語又は英語で記載されていること。

氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数（注1）

(注1) 接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、接種証明書の記載内容が判別できれば有効とみなします。

(2) 下記アのいずれかのワクチンを2回（ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）の場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。以下同じ。）接種し、かつ下記イのいずれかのワクチンを3回目以降に接種したことが分かること。（注2）

ア 2回目までに接種したワクチン

ワクチン名／メーカー
コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）（注3）
バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）（注3）
スパイクバックス（Spikevax）筋注／モデルナ（Moderna）
ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）

コバクシン (COVAXIN) / バールト・バイオテック (Bharat Biotech)
ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注 / ノバボックス (Novavax) (注3) (注5)

(注2) 異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。

(注3) 復星医薬 (フォースン・ファーマ) / ビオンテック社が製造する「コミナティ (COMIRNATY)」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」及び「コボボックス (COVOVAX)」については、水際対策強化に係る新たな措置 (28) に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ (COMIRNATY) 筋注 / ファイザー (Pfizer)」並びに「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注 / アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注 / ノバボックス (Novavax)」と同一のものとして取り扱います。

イ 3回目以降に接種したワクチン

ワクチン名 / メーカー
コミナティ (COMIRNATY) 筋注 / ファイザー (Pfizer) (注4)
スパイクボックス (Spikevax) 筋注 / モデルナ (Moderna)
ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注 / ノバボックス (Novavax) (注4)
バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注 / アストラゼネカ (AstraZeneca) (注4) (注5)
ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注 / ヤンセン (Janssen) (注4) (注5)
コバクシン (COVAXIN) / バールト・バイオテック (Bharat Biotech)

(注4) 復星医薬 (フォースン・ファーマ) / ビオンテック社が製造する「コミナティ (COMIRNATY)」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」及び「コボボックス (COVOVAX)」については、水際対策強化に係る新たな措置 (28) に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ (COMIRNATY) 筋注 / ファイザー (Pfizer)」並びに「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注 / アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注 / ノバボックス (Novavax)」と同一のものとして取り扱います。

(注5) 「COVAXIN / バールト・バイオテック (Bharat Biotech)」について、水際対策強化に係る新たな措置 (28) に基づく措置の適用は、令和4年7月31日午前0時から行うものとします。

(3) 政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であること。

●詳細は以下をご覧ください。

厚生労働省：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html